

広島市消費生活センターだより

そのセキュリティ警告画面。 警告音は偽物です! 「サポート詐欺」にご注意!!



事例

パソコンでインターネットサイトを見ていたところ、突然警告音が鳴って警告画面が表示された。操作ができなくなり、慌てて警告画面に表示されていたサポート窓口に電話すると、「ウイルス除去ソフトが必要なため、コンビニでプリペイド型電子マネーを7万円分購入して支払ってください」と言われた。

アドバイス

- 警告画面や警告音が出た場合は、まずは偽物ではないかと疑って、画面に表示される電話番号やメールアドレス等に連絡しないでください。
- パソコンやスマートフォン等の操作に不慣れなことや、セキュリティの知識がないことにつけ込まれることがあります。警告画面や警告音が出ても焦らず、ブラウザを終了する等、冷静に対処しましょう。
- 表示された番号に電話してしまった場合でも、指示されるままにプリペイド型電子マネーを購入しに行かない、クレジットカード番号や個人情報を教えないようにしましょう。
- 自分だけで判断せず、周りの人に対処方法を相談しましょう。一度支払ってしまったお金を取り戻すことは困難です。

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター

☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

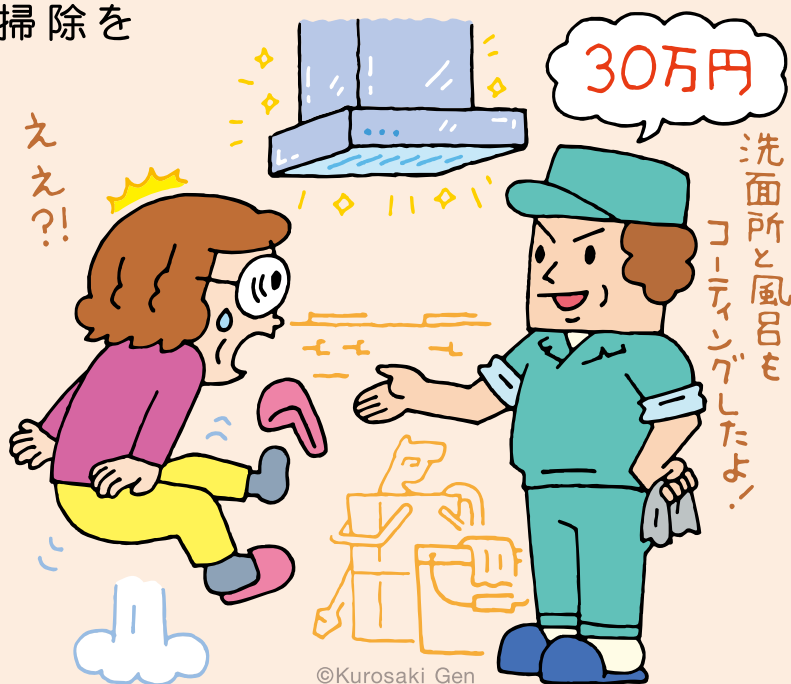
☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))

見守り 新鮮情報

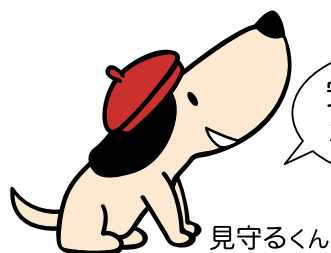
低価格で誘う 換気扇やエアコン クリーニングの 電話勧誘

自宅に電話があり「お試し
価格の3千円で、換気扇やエ
アコンのクリーニングが
できる」と勧誘され、換気扇の掃除を
依頼した。業者が来訪し
換気扇を掃除した後、
汚れが付きにくくなる
からと、コーティングを
強く勧められ、断れ
ずに承諾した。すると、
風呂場や洗面所の
換気扇もコーティングされ
て約30万円も請求
された。高額だと思

(80歳代)



ひとこと助言



安易に訪問を
承諾しないで

見守るくん

- 低価格と勧誘されても、電話の説明だけでは詳しい内容は分かりません。安易に訪問を承諾せず、いったん切って、周りに相談するなどしてから判断しましょう。
- 電話勧誘トラブルの防止には、通話録音装置や迷惑電話対策機能が付いた電話機を使用することも有効です。
- 作業を依頼した場合、作業当日に追加の契約を勧誘されてもその場で決めないようにしましょう。作業時は、なるべく家族などに同席してもらいましょう。
- クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。